

個人のお客様 のリスク評価を踏まえた 営業店の**対応ポイント**と**リスク低減措置**

ここでは、過去にリスク取引などでアラート登録されている個人のお客様が、改めて来店した場合に営業店担当者に求められる対応について解説します。

1

過去に疑わしい取引の
届出対象となった取引を
行ったことがある
お客様が来店した



マ

ネー・ローンダリング・
テロ資金供与・拡散金融

対策（マネロン等対策）では、
金融機関等の特定事業者が、疑
わしい取引を検知し、それを当
局に届け出て、捜査に役立てる
ことが非常に重要になります。

そのため、犯罪収益移転防止
法（犯収法）では、金融機関に
対して以下のいずれかに該当す
る「疑わしい取引」を検知した
場合には、すみやかに監督官庁
に「疑わしい取引の届出」を行
うことを義務付けています（同
法第8条1項）。

●取引において收受した財産が
犯罪収益である疑いがあると認
められる場合

犯罪収益のおそれがある財産

（現金・預金等のほか、不動産
等の担保物件、その他取引にか
かるすべての資産を含む）を検
知した場合が該当します。

●顧客等が犯罪収益隠匿罪もし
くは薬物犯罪収益隠匿罪にあた
る行為を行っている疑いがある
と認められる場合

詐欺・窃盗・麻薬取締法違反
等の犯罪行為（前提犯罪）によ
り生じた収益を預金口座に隠匿
する（紛れ込ませる）行為や、
犯罪収益を悪用して金融商品や
不動産を購入するなどの行為が
該当します。

□座を悪用された顧客が
届出の対象になる場合も

「疑わしい取引の届出対象とな

った取引を行った顧客（疑わし
い取引の届出先）」には、反社
会的勢力やヤミ金先等、自ら犯
罪行為を行っている、あるいは
違法行為に深く関与している顧
客が含まれます。その一方で、
犯罪行為には加担していないが
自己の預金口座が犯罪収益の隠
匿に悪用された顧客や、マネロ
ン等犯罪の確証は持てないもの
の、そのおそれがあるため届出
を行った顧客なども存在し、対
象となる顧客の不正内容や属性
は千差万別です。

もともと、いずれの顧客も犯
罪行為等の不正取引に加担し
た、あるいはそのおそれがあっ
た先であり、今後も同様の不正
取引を行う可能性が高いため、
マネロン等リスクは（非常に）
高いといえます。

したがって、「疑わしい取引
の届出先」については、自行庫
のリスク評価において、リスク
が高い（あるいは非常に高い）
顧客として特定・評価したうえ